



大津市公報

平成 27 年 4 月 1 日
号外 (第 22 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月 1 日、15 日 (休日の場合は翌日) 発行

目 次

- 教育委員会規則
 - 7 大津市教育委員会教育長職務代理規則…………… 1
 - 8 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則…………… 1
 - 9 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則…………… 3
 - 10 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
 - 11 大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4
 - 12 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 教育委員会訓令
 - 2 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正…………… 6
 - 3 教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正…………… 7
- 教育委員会告示
 - 1 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員をして補助執行させることについて…………… 9
 - 2 平成26年教育委員会告示第 8 号 (口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について) の一部改正…………… 9
 - 3 平成26年教育委員会告示第 1 号 (教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて) の一部改正…………… 9

教育委員会規則

大津市教育委員会教育長職務代理規則を公布する。
平成27年 4 月 1 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 7 号

大津市教育委員会教育長職務代理規則
大津市教育委員会教育長職務代理規則 (昭和31年教育委員会規則第 2 号) の全部を改正する。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第76号) 附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第20条第 2 項の規定による教育長の職務代理をする職員を次のとおり定める。

- 第 1 順位 教育次長の職にある者
- 第 2 順位 政策監の職にある者
- 第 3 順位 学校安全政策監の職にある者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年 4 月 1 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 8 号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則（平成23年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改め、「。以下「法」という。」を削り、同条第2号中「法」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

第3条第1項第1号中「施設経理係」を「施設係」に改め、同項第3号を削り、同項第2号中「学事係」を「学事経理係」に、「幼稚園係」を「保健体育係」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童生徒支援課

第3条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 学校給食課

第3条第2項中「事務局」を「学校給食課」に、「学校安全推進室」を「中学校給食準備室」に改める。

第4条第1項の表教育総務課の部企画総務係の項第5号中「を除く」を「及び幼稚園の職員を除く。第7号及び第8号において同じ」に改め、「、分限、懲戒」を削り、同係の項中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同係の項第8号中「教育委員会所管職員」の次に「（幼稚園の職員を除く。）」を加え、同号を同係の項第9号とし、同係の項第7号中「（県費負担教職員及び幼稚園教員を除く。）」を削り、同号を同係の項第8号とし、同係の項第6号中「前号に規定する職員」を「教育委員会所管職員」に改め、同号を同係の項第7号とし、同係の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 教育委員会所管職員（県費負担教職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。

第4条第1項の表教育総務課の部施設経理係の項中「施設経理係」を「施設係」に改め、同係の項第1号中「第6号並びに学校保健体育課の部保健体育係の項第1号及び第5号」を「以下この表」に改め、同係の項第8号及び第9号を削り、同部の次に次のように加える。

児童生徒支援課	(1) 生徒指導に関すること。 (2) 通学路の安全対策に関すること。 (3) 学校の危機管理に関すること。 (4) 教育相談センターとの連絡調整に関すること。 (5) 課の一般庶務に関すること。
---------	--

第4条第1項の表学校教育課の部学事係の項中「学事係」を「学事経理係」に改め、同係の項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 学校の予算管理及び経理に関すること。

(5) 教材、教具等学校の物品の調達、処分及び整備計画に関すること。

第4条第1項の表学校教育課の部指導係の項第8号中「市立の幼稚園、小学校及び中学校の」を削り、同係の項第9号中「、生徒及び幼児」を「及び生徒」に改め、同係の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、同部教職員係の項第3号中「教職員」を「県費負担教職員」に改め、同部幼稚園係の項を次のように改める。

保健体育係	(1) 学校の保健、安全及び環境衛生に関すること。 (2) 学校体育の指導助言及び教材の取扱いに関すること。 (3) 学校体育の指導者の研修、養成及び育成に関すること。 (4) 学校体育団体の育成指導に関すること。 (5) 学校の保健及び体育に係る調査及び統計に関すること。
-------	---

第4条第1項の表学校保健体育課の部を次のように改める。

学校給食課	(1) 調理員の研修に関すること。 (2) 学校給食の献立の作成に関すること。 (3) 学校給食の調理及び栄養指導に関すること。 (4) 学校給食物資の購入及び副食物の配送計画に関すること。 (5) 学校給食の巡回指導に関すること。 (6) 学校給食に係る調査及び統計に関すること。 (7) 学校給食共同調理場との連絡調整に関すること。 (8) 市立中学校における昼食の提供に関すること。
-------	---

	(9) 課、中学校給食準備室及び学校給食共同調理場の一般庶務に関すること。
--	---------------------------------------

第 4 条第 2 項の表を次のように改める。

中学校給食準備室	(1) 市立中学校における学校給食の実施の準備に関すること。 (2) 東部学校給食共同調理場の移転整備に関すること。
----------	---

第 5 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 教育センター

第 5 条第 3 項中「第 1 項第 1 号」を「第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条第 1 項の表中教育センターの項を削り、教育相談センターの部の次に次のように加える。

教育センター	(1) 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（平成 4 年教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる事業に関すること。 (2) 教育センターの設備及び備品の維持管理に関すること。 (3) 教育センターの広報に関すること。 (4) その他教育センターの目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。 (5) 公印の保管に関すること。 (6) 教育センターの一般庶務に関すること。
--------	--

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職（大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第 4 号）第 2 条に規定する職をいう。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

学校安全推進室	児童生徒支援課
学校保健体育課	学校給食課

(大津市立学校結核対策審議会規則の一部改正)

- 大津市立学校結核対策審議会規則（平成24年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
第 7 条中「学校保健体育課」を「学校教育課」に改める。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 9 号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則（平成24年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「教育部長」を「教育次長」に改める。

第 3 条中「教育部次長」を「政策監及び学校安全政策監」に改める。

第 4 条第 1 項中「教育部長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第10号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第2項及び第31条第2項に規定する」を「教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）及び学校以外の教育機関の」に改める。

第2条中「大津市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）」を「事務局」に改め、同条の表教育部長の項及び教育部次長の項中「教育部長」を「教育次長」に、「教育部次長」を「次長」に改め、同表管理監の項を次のように改める。

政策監	事務局	所掌事務を掌理し、事務局内及び教育行政の政策調整並びに事務局内の危機管理に関する事務の遂行に当たり、所属職員を指揮監督する。
学校安全政策監		学校の安全確保に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行及び学校教育に関する事務事業の調整に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
管理監		特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の執行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

第2条の表中

「

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	を
幼児教育指導監		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	

」

「

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	に
----	-------------	--------------------------------	---

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第11号

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正す

る。

第 3 条中「第18条の 2 第 2 項の管理職員特別勤務手当の」を「第18条の 2 第 3 項第 1 号の規則で定める」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第14条第 1 項において準用する一般職員給与条例第18条の 2 第 3 項第 2 号の規則で定める額は、別表第 3 に掲げる職の区分に応じ、同表の支給額の欄に定める額とする。

第 4 条中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 1 部長及び部長相当職の項を削る。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 3 条関係)

職	支給額
次長及び次長相当職	4,300円
課長及び課長相当職	3,500円
課長補佐及び課長補佐相当職並びに園長及び園長相当職	3,000円

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る管理職員特別勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る管理職員特別勤務手当については、なお従前の例による。

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第12号

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「教員で、」の次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の」を加える。

別表第 1 第 2 項の表 4 級の項中「教育部次長及び所長」を「所長及び参事」に改め、別表第 1 第 2 項の表 3 級の項中「幼児教育指導監、」を削る。

別表第 5 第 1 項の表に次のように加える。

150		80
151		80
152		80
153		80
154		81
155		81
156		81
157		81

別表第 5 第 2 項の表中

22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27

を

21
21
21
22
22
22
22
22
23
23
23

に改め、

同項の表に次のように加える。

150		80	
151		80	
152		80	
153		80	
154		81	
155		81	
156		81	
157		81	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第 2 号

大津市教育委員会事務決裁規程（平成 6 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

第 2 条第 9 号及び第 10 号を次のように改める。

(9) 削除

(10) 次長 教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の次長並びに生涯学習センター所長、図書館長及び図書館次長をいう。

第 2 条第 11 号中「教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）」を「事務局」に、「、室長及び室次長」を「及び室長」に、「、所長（前号）」を「（図書館長を除く。）」、所長（生涯学習センター所長）に、「、生涯学習センター次長及び図書館次長」を「及び生涯学習センター次長」に改め、同条第 12 号中「幼児教育指導監」を「室次長」に改め、「次長（）」の次に「図書館次長及び」を加える。

第 4 条（見出しを含む。）中「部長」を「教育次長」に改める。

第 5 条第 1 項中「部長」を「教育次長」に改め、「この条において」を削り、同条第 2 項中「部長」を「教育次長」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(次長級の専門職位の職務権限)

第 5 条の 2 政策監は、教育次長の命を受け、事務局内及び教育行政の政策調整並びに事務局内の危機管理に関する事務の遂行に当たるとともに、事務局の課長等を指揮監督する。この場合において、政策監は次長と同等の職務権限を行使するものとする。

2 学校安全政策監は、教育次長の命を受け、学校の安全確保に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行及び学校教育に関する事務事業の調整に当たるとともに、担当職員があるときはこれを指揮監督する。この場合において、学校安全政策監は、教育次長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

3 管理監は、教育次長の命を受け、特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときはこれを指揮監督する。この場合において、管理監は、教育次長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条から第 8 条の 2 までの規定中「部長」を「教育次長」に改める。

第 9 条の見出しを「(課長級以下の専門職位の職務権限)」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「部長」を「教育次長」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 11 条第 3 項中「部長」を「教育次長」に改める。

第 14 条第 2 項を削り、同条第 3 項中第 2 号を削り、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加え、同項を同条第 2 項とする。

(1) 教育相談センター 児童生徒支援課長

第 16 条第 1 項の表教育長の項中「教育部長」を「教育次長」に、「教育部次長」を「主管の次長」に改め、同表部長の項中「部長」を「教育次長」に改める。

別表第 1 号の表中 「部長」 を 「教育次長」 に改め、同号の表 2 の部 2 の項第 7 号中「内申」を「決定」に改

め、同項第 9 号及び第 12 号並びに同部 3 の項中「部長相当職位」を「教育次長」に改め、別表第 2 号の表中

「部長」 を 「教育次長」 に改め、同号の表教育総務課の部 4 の款 2 の項及び同部 5 の款を削り、同部 6 の款 3 の

項及び 6 の項中 ○ を ○ に改め、同款を

同部 5 の款とし、同部 7 の款 4 の項第 1 号中「部長相当職位」を「教育次長」に改め、同款を同部 6 の款とし、同部 8 の款を同部 7 の款とし、同部 9 の款を同部 8 の款とし、別表第 2 号の表文化財保護課の部中 1 の款を削り、2 の款を 1 の款とし、3 の款を 2 の款とする。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育委員会訓令第 3 号

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程（平成 26 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

第 2 条第 1 項中「第 16 条（第 3 項を除く。）及び」を「第 16 条第 1 項及び第 2 項並びに」に改め、「、同条第

4 項中「別表」とあるのは「大津市教育委員会事務決裁規程別表第 1 号の表」とを削り、同条第 2 項中「教育部長」を「教育次長」に、「教育部次長」を「同表教育次長の項中「教育次長」に、「主管の次長」を「部長」に改める。

第 3 条の見出し中「明細」を「明細等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 別表及び第 1 項において準用する大津市教育委員会事務決裁規程別表第 1 号の表に掲げる事項のうち、教育長の決裁を要する事項については、教育次長の合議を受けなければならない。

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条関係)

組織名	事務の種類	項目	決裁権者						合議先
			教育長	部長	次長	課長	課長補佐 グループリーダー	係長	
人事課	1 幼稚園の嘱託員の任免に関する事務	1 幼稚園の嘱託員の任免		○					教育総務課長
		2 幼稚園の教員の採用試験に関する事務	1 実施の決定	○					教育総務課長
	3 幼稚園の職員の給与に関する事務	2 合格者の承認	○						教育総務課長
		1 普通昇給の決定	○						教育総務課長
		2 昇給延伸者及びその期間の決定	○						
		3 復職による昇給調整の決定		○					
		4 特別昇給基準の決定	○						
		5 特別昇給者の該当者及び昇給額の決定	○						
		6 勤務成績に応じた勤勉手当支給額の決定		○					
	7 諸手当の認定				○				
	4 幼稚園の職員の服務に関する事務	8 法定控除、給与の差押え等の給与からの控除の決定					○		
		1 職務に専念する義務の免除							教育総務課長
		(1) 重要なもの		○					
		(2) その他のもの				○			
		2 職員団体の業務に専従することの許可		○					
		3 営利企業等に従事することの許可							
		(1) 課長相当職位	○						
		(2) その他の職員		○					
		4 幼稚園の職員の特別休暇の承認							
		(1) 課長相当職位		○					
(2) その他の職員					○				
5 療養命令及びその解除			○						

	5 職員団体に 関する事務	6 育児休業（部分休 業を含む。）の承認 1 交渉についての決 定（幼稚園の職員に 関する事項に限る。） (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) 軽易なもの	○						教育総務課 長 教育総務課 長
	6 公務災害補 償に関する事 務	1 幼稚園の非常勤職 員に対する補償の決 定及び変更	○						
幼児政 策課	1 幼稚園の臨 時職員の任免 に関する事務	1 幼稚園の臨時職員 の雇用、解雇及び配 置の決定				○			教育総務課 長
保育幼 稚園課	1 幼稚園に関 する事務	1 入退園の決定			○				

附 則

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の事務を市長部局の人事に係る事務を所管する職員に対して補助執行させる。

平成27年 4 月 1 日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

- (1) 市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関すること（分限及び懲戒に関すること並びに臨時職員の任免に関するものを除く。）。
- (2) 市立幼稚園の職員の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

大津市教育委員会告示第 2 号

平成26年教育委員会告示第 8 号（口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

表中「大津市教育委員会事務局教育総務課」を「大津市職員選考委員会（大津市役所総務部人事課内）」に改める。

大津市教育委員会告示第 3 号

平成26年教育委員会告示第 1 号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

各号列記以外の部分中「属する事務」の次に「(市立幼稚園が市立小学校及び中学校と連携して行う教育に関する事務を除く。)」を加え、第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市立幼稚園の臨時職員の任免に関する事。

本則に次の 4 号を加える。

(8) 市立幼稚園の組織編制、教育課程、学習指導に関する事。

(9) 市立幼稚園の教材の取扱いに関する事。

(10) 市立幼稚園の教育関係職員の研修に関する事。

(11) 市立幼稚園の事務に係る広報及び市立幼稚園の事務に係る教育行政に関する相談に関する事。